羽生市パブリック･コメント手続きの主な流れ

目　的　（第１条）

○ パブリック･コメント手続に関する基本的事項を定める。

定　義　（第２条）

○ 市の施策形成過程の公正の確保と透明性の向上を図る。(2－1)

○ 市民の市政への積極的な参画を促進する。(2－1)

※ 市民との協働による市政の推進

○ 実施機関（2－2)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会
固定資産評価審査委員会

○ 意見等を提出できるもの　(2－3)

在住、在事務所、在勤、在学の市民等 、 納税義務者、利害関係者

対　象　（第３条）

○ パブリック･コメント手続の対象

市の基本的施策を定める計画の策定・変更　(3－1－1)
市の基本的な制度を定める条例の制定・改廃　(3－1－2)
市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例の制定・改廃　(3－1－3)
大規模な公共事業の基本的な計画の策定・変更　(3－1－4)

○ 適用除外

迅速若しくは緊急を要するもの・軽微なもの　(3－2－1)
法定縦覧等　(3－2－2)

パブリック･コメント手続の流れ

施　策　等　の　案　の　策　定

⇩ （仮称）パブリック･コメント審査会

パブリック･コメント手続の実施　（第４条）
施策等の案の公表（主管課･インターネット等）→ 意思決定前の適切な時期

⇩

施策等の案に対する市民からの意見等の提出　→　住所･氏名の明記
（直接提出、郵便、ファクシミリ、電子メール等）　**（第５条）**

⇩

提出された市民の意見等の考慮　（第６条）
・（仮称）パブリック･コメント審査会
・ 条例の場合、条例案の例規審査

1か月

⇩

施　策　等　の　案　の　決　定

⇩

議会提出（議案）

議会報告（政策）

意見に対する市の考え方・修正内容の公表（6－2）
（主管課･インターネット等）

パブリック･コメント手続案件の一覧表の作成･情報提供　**（第８条）**
（主管課･インターネット等）